

Ⅲ 職員倫理関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 報告物未提出	各種報告書（倫理条例及び倫理規則に基づく報告書をいう。以下同じ。）を提出しない教職員				○
2 虚偽の報告書提出	虚偽の事項を記載した各種報告書を提出した教職員			○	○
3 利害関係者からの便宜供与等	(1) 金銭又は物品の贈与を受けた教職員	○	○	○	
	(2) 不動産の贈与を受けた教職員	○			
	(3) 金銭の貸付けを受けた教職員	○	○		
	(4) 債務の保証、弁済、担保の提供を受けた教職員	○	○		
	(5) 無償で物品の貸付けを受けた教職員			○	○
	(6) 無償で不動産の貸付けを受けた教職員		○	○	
	(7) 無償で役務の提供を受けた教職員	○	○	○	
	(8) 未公開株式を譲り受けた教職員	○	○		
	(9) 供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた教職員		○	○	
	(10) 遊技又はゴルフの接待を受けた教職員		○	○	
	(11) 海外旅行の接待を受けた教職員	○	○		
	(12) 国内旅行の接待を受けた教職員	○	○		
	(13) 共に遊技又はゴルフを行った教職員（遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。）			○	○
	(14) 共に旅行をした教職員（旅行の接待を受ける場合を除く。）			○	○
	(15) つけ回しをした教職員	○	○		
	(16) 利害関係者をして、第三者に対し、(1)から(15)までの違反行為に掲げる行為をさせた教職員	教職員が直接行った場合と同等の処分とする。			
4 事業者等からの便宜供与等	※ 事業者等からの便宜供与等については、上記「利害関係者からの便宜供与等」の基準に基づき、状況に応じて判断する。	利害関係者の場合の下位の基準を基本とする。			
5 間接的な不当利益の享受	他の教職員が倫理条例・倫理規則等に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り又は享受した教職員	○	○	○	○
6 虚偽の申述又は隠ぺい	倫理条例・倫理規則等違反の疑いのある事実について、虚偽の申述をし又は隠ぺいした教職員		○	○	
7 他の教職員の行為の黙認	他の教職員の倫理条例・規則等違反の疑いのある事実を知りながら、黙認した教職員		○	○	